

越生町税条例の一部を改正する条例

平成19年12月10日

条例第12号

越生町税条例（昭和30年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第62条の次に次の1条を加える。

（固定資産税の課税免除及び税率の特例措置）

第62条の2 越生町企業誘致条例（平成19年条例第16号）第7条に規定する固定資産税の課税免除及び税率の特例措置は、次のとおりとする。

- （1） 第1年度 課税免除
- （2） 第2年度 100分の0.28
- （3） 第3年度 100分の0.56

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。